

ウエルネス木村 ～地域交流スペース使用規程～

(趣旨)

第1条 この規程は、ウエルネス木村が解放する地域交流スペースが、地域福祉の推進のために広く地域住民の交流の場となることをめざして、その使用についての規則を定めるものです。

(目的)

第2条 地域福祉の推進のための地域住民・団体の会議・研修会・講習会等の催し物に使用できます。その他、施設長が定める別途定めるものに使用できます。

(利用申し込み)

第3条 使用ご希望の方は、所定の申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。お申し込みは、使用する日の2週間前までに施設窓口へ提出してください。

(利用許可の取り消し)

第4条 「利用許可申込書」に虚偽の記載があった場合や、申し込み後に利用にふさわしくない事実が判明した場合、あるいは承認を受けた目的以外に利用された場合には、利用許可の取り消しを行うことがあります。

(利用可能日・時間等)

第5条 年末年始(12月30日～1月3日)を除く日について利用が可能ですが、当施設の行事を優先しますので利用できない場合があります。利用可能日・時間は以下の通りです。

開放場所	開放日・時間
1階 デイサービス	日曜日：8：30～21：00、月～金：18：00～21：00
6階 集会室	月～金：13：30～16：30

(利用可能な設備・備品)

第6条 利用いただける設備・備品は以下の通りとさせていただきます。

1階 デイサービス	プロジェクター、カラオケ、テーブル、椅子、音響設備
6階 集会室	プロジェクター、キッチン、テーブル、椅子、音響設備

(利用料)

第7条 原則として利用料はいただきません。

(損害賠償)

第8条 当法人施設内外の設備・備品、その他を破損・汚染・紛失させた場合、利用者は速やかに当法人の担当者に連絡して下さい。利用者(参加者、関係者を含む)に起因する損害については、利用者に賠償していただきます。

(免責)

第9条 当該施設利用にともなう人身事故・盗難・破損などすべての事故については一切

の責任を負いません。

(使用許可の制限)

第10条 以下の事項にあてはまる場合、あるいは当法人が利用にふさわしくないと判断した場合は当該施設の利用許可を制限します。

- ・ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき
- ・ 政治的または宗教的集会と認められるとき
- ・ 施設内外の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
- ・ 集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき

れるとき

- ・ 施設管理上支障があると判断される時
- ・ その他当該施設の管理上・運営上支障があると認められるとき

(使用時の注意)

第11条 使用上の注意事項。

- ・ 施設の備品等は大切に使用してください。また、使用後は机やイス等は元の位置にお戻してください。
- ・ 地域交流スペース内は禁煙です。
- ・ 施設内への火気等の危険物の持ち込み・使用は禁止。
- ・ 施設館内図（別紙）で定められた場所以外の立ち入りを禁止します。
- ・ 利用許可申込書の提出時点で、この規程に同意したものとみなします。
- ・ この規程に定めのない事項については、事前にご相談下さい。